

## 鳥取県原子力防災対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県原子力防災対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「法」という。)第5条に規定する原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策等の実施のために必要な資機材等(当該資機材の保管に必要な施設を含む。以下「原子力防災資機材等」という。)の整備を行うことを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、原子力防災対策事業(以下「補助事業」という。)を行う法第7条第2項に定める原子力災害に関する地域防災計画を作成する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月1日から4月30日までの間に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、別表の第2欄に○印を付した経費を要する補助事業を行う場合以外の場合(同条第1号又は第2号に該当する場合を除く。)とする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の15パーセントを超える増減を伴う変更

(2) 別表の第1欄に掲げる補助対象経費の各費目間の流用のうち、いずれかの額の15パーセントを超える増減を伴うもの

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について文部科学大臣又は経済産業大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(完了届の時期等)

第8条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。

2 規則第15条第1項第2号の補助事業は、別表の第3欄に○印を付した経費を要するもの(同項第1号に該当するものを除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。この場合において、第5条第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「処分について文部科学大臣又は経済産業大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、防災監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月22日から施行する。

別表（第3条、第6条、第8条関係）

1 補助対象経費	2 着手届	3 完了届
施設設備費	○	○
機械器具費		
調査費		
一般事務費		

様式第1号（第4条、第9条関係）

〇〇年度原子力防災対策事業実施計画書（報告書）

市町村名：

1 施設設備費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

2 機械器具費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

3 調査費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

4 一般事務費

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	備 考
交付対象経費					
そ の 他					
合 計					

様式第2号（第4条、第9条関係）

〇〇年度原子力防災対策事業収支予算書（決算書）


市町村名：

（単位：円）

科 目		本年度 予(精)算額	前(本)年度 予算額	差 引	備 考
収 入	自己資金				
	その他				
	補助金				
	収 入 合 計				
支 出	施設設備費				
	機械器具費				
	調 査 費				
	一般事務費				
	支 出 合 計				

年 月 日

（市町村長） 様

鳥取県知事 （氏名） 

〇〇年度鳥取県原子力防災対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県原子力防災対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、……………とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- （1）算定基準額 金 円
- （2）交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、……………とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県原子力防災対策事業費補助金交付要綱（平成12年10月23日付防第95号生活環境部長通知）のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の規定に従わなければならない。